

「スクールゾーン」での 宇都宮市 安全運転のお願い

市内小学校で、平成26年9月から、「スクールゾーン」を設定しました。

ドライバーの皆さんは、子どもや「スクールゾーン」の路面標示などを見かけたら、スピードダウンや歩行者との安全な間隔を保つなど、通学路の安全確保に御協力ください。

※ 朝は午前7時30分から8時頃、帰りは午後3時から4時頃が登下校の時間です。

◎スクールゾーンの設定場所

宇都宮市立の全小学校を中心に周囲約500メートルの範囲

◎スクールゾーンは、路面標示や看板で示しています。



路面標示の例



看板の例

◎ 問合せ先

交通安全・教室等について：市民まちづくり部 生活安心課 交通安全グループ 電話632-2264

スクールゾーンについて：市教育委員会 学校健康課 学校保健体育グループ 電話632-2755



GRリボン

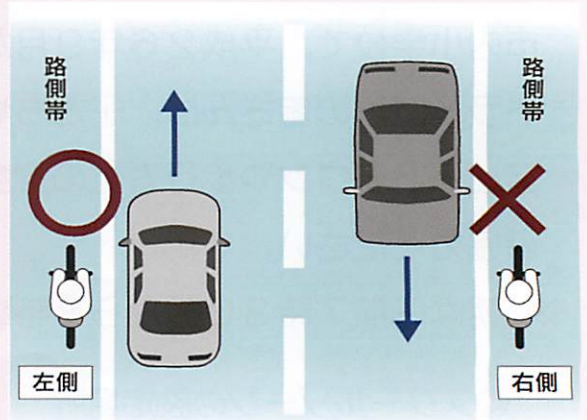
宇都宮市は飲酒運転根絶を目指しています。

「飲酒運転は絶対にしない・させない」を徹底しましょう。

「GR（グリーンレッド）リボン」は、
飲酒運転根絶に対する決意と実行のシンボルです。

自転車の安全利用に関すること

- ① **自転車は、車道が原則、歩道は例外**（道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。）
 - ・歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。
- ② **車道は左側を通行**（路側帯も左側通行）
 - ・自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

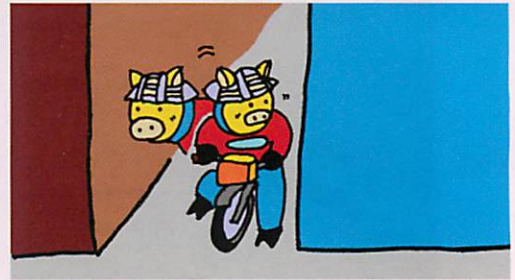


(全日本交通安全協会の資料から)

- ③ **歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行**
 - ・歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。
 - ・また、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をしなければなりません。

④ 安全ルールを守る

- 無灯火運転
- 交差点での信号や一時停止の無視
- 並進
- 二人乗り
- 傘差しの禁止
- 飲酒運転（自転車も飲酒運転禁止）



※ 違反者にはそれぞれ法令によって定められた罰則が適用されることとなります。

⑤ 子どもはヘルメットを着用（高齢者など子ども以外も推奨しています。）

ヘルメットは、交通事故や転倒した際の衝撃から頭を守るだけでなく、ドライバーからの視認性を高めるために有効です。



子どもにはヘルメットを！

道路交通法
(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)
第六十三条の十一

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

※ 近年では自転車が加害者となる死亡事故が発生し、高額な損害賠償を請求される事例も起きています。

万が一の時のために、TSマーク付帯保険や、個人賠償責任保険、自動車保険の特約など保険に加入することもお勧めします。